

十一	十	九	八	七	六	五	四	三	二	一	条件等	平成十六年三月九日																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
利	発	発	振	最	払	発	発	用	の	法	発	号	名	称	及	び	記	利	付	国	庫	債	券	(	五	年	)	(	第	三	十	四	回	)	財	政	融	資	資	金	特	別	会	計	法	(	昭	和	十	六	年	法	律	第	百	一	号	)	第	十	一	条	第	一	項	の	振	替	に	関	す	る	法	律	(	平	成	十	三	年	法	律	第	七	十	五	号	)	以	下	の	振	替	法	に	関	す	る	規	定	の	適	用	を	受	け	る	も	の	と	し	、	そ	の	振	替	機	関	は	日	本	銀	行	と	す	る	。	法	律	(	平	成	十	二	年	法	律	第	十	八	号	)	の	一	部	を	改	正	す	る	附	則	第	三	十	七	条	第	一	項	の	規	定	に	基	づ	き	厚	生	労	働	大	臣	か	ら	年	金	資	金	運	用	基	金	に	寄	託	さ	れ	た	資	金	に	よ	る	引	受	け	額	千	七	百	九	十	八	億	円	額	千	七	百	九	十	九	億	九	千	七	百	七	十	八	万	円	額	五	万	円	振	替	法	の	規	定	に	よ	る	振	替	口	座	簿	の	記	載	又	は	記	録	は	、	最	低	額	面	金	の	整	数	倍	の	金	額	に	よ	る	も	の	と	す	る	。	平	成	十	六	年	二	月	二	十	五	日	の	面	金	額	百	円	に	つ	き	百	円	十	一	銭	の	額	十	五	パー	セン	ト	年	〇	・	五	パー	セン	ト

財務省告示第百二十二号  
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第七條第三項の規定に基づき、平成十六年二月二十五日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

財務大臣 谷垣 禎一

十二

の経過  
払込み

年金資金運用基金理事長は、払  
込金額に加え、次の算式によ  
算出した金額を第十八号に規  
する期日に払い込むものとす  
る。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.5}{100} \times \frac{67}{365}$$

十三

初期  
利子

平成十六年六月二十日を  
とし、次の算式により支払  
金額を支払う。ただし、支  
金の銀行休業日に当たるとき  
が銀行休業日に当たるときは、  
その翌営業日に支払うこと  
とする。及び第十五号において  
定める期日について同じこと  
とする。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.5}{100} \times \frac{1}{2}$$

十四

第二期  
以後  
の利子

毎年六月二十日及び十二月  
日を支払い期とし、各支払  
日、その日以前六箇月に  
いて、その日以前六箇月に  
る利子を支払う。

十五

償還  
金額  
の限度

平成二十年十二月二十日  
額面金額百円につき百円

十六

元金  
の支

平成十六年二月二十五日

十七

払込  
場所

日本銀行

十八

払込  
期日

平成十六年二月二十五日